

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

住宅取得資金の利息の徴収

Q：当社は、社員に対して住宅資金の貸付けをすることにしました。

課税上の取扱いでは、使用人の場合は年3%以上の利息を徴収すれば非課税とされるようですが、その利息は毎月徴収しなければならないのでしょうか。

A：住宅取得資金の利子計算期間が1年以内であれば、その計算期間の末日をもって徴収して差し支えありません。

【解説】

現在、給与所得者が使用者から住宅資金の借入れをした場合には、原則として課税されないこととされています。

ただし、その借入利率が3%に満たない低利・無利息の場合には、3%と実際の借入利率との差に係る経済的利益は、給与として課税されることになっています。

この場合、金銭の無償又は低利貸付けにおいて、その経済的利益の収入すべき時期については、各月ごとにその月の末日又は1年を超えない一定期間ごとと取り扱われています。

したがって、例えば、利子の計算期間が1年又は半年ごととされ、利息の支払期が給与の時期とされているような場合には、それに従って利息の徴収をすればよいでしょう。

また、利息の徴収をせず年3%の利息相当額を年末調整時に給与の収入金額に加算して源泉徴収をする方法などでも差し支えないものと思います。

